

8ス第87号  
令和8年（2026年）7月23日

公益財団法人長野県スポーツ協会理事長 様

長野県観光スポーツ部スポーツ振興課長

スポーツ活動における熱中症事故防止の徹底について（再通知）

日頃より、本県のスポーツ振興施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、5月12日付け8ス第39号により、スポーツ活動における熱中症事故の防止について依頼したところですが、県内では厳しい暑さが続いており、今後、夏休み期間を迎えることで、各種スポーツ活動や大会、スポーツイベント等の実施機会が増加することが見込まれます。

近年の猛暑により、全国的にスポーツ活動中の熱中症事案が毎年発生しており、重篤な事故につながるおそれもあることから、熱中症対策を一層徹底する必要があります。

つきましては、加盟団体及び関係団体に対し、改めて下記事項について周知いただくとともに、熱中症事故の未然防止に向けた適切な対応を徹底いただきますようお願いいたします。

記

1 熱中症対策の徹底について

スポーツ庁通知及び「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」等を参考に、特に次の事項について徹底すること。

- ・暑さ指数（WBGT）を活用し、活動内容の変更、中止又は延期を適切に判断すること。
- ・こまめな水分・塩分補給及び休憩時間の確保を徹底すること。
- ・暑熱順化を意識した無理のない活動計画とすること。
- ・冷房設備や日陰の活用、ミスト・送風機の設置等、暑熱環境の改善に努めること。
- ・熱中症が疑われる者を確認した場合には、躊躇なく活動を中止し、身体冷却や救急要請等の適切な対応を行うこと。
- ・環境省及び気象庁が発表する熱中症警戒アラート並びに熱中症特別警戒アラートに十分留意すること。

2 スポーツイベント等における安全確保

夏季に開催する大会、記録会、教室、合宿その他スポーツイベントについては、熱中症リスクを十分考慮した運営計画とし、必要に応じて開催時間の変更や競技時間の短縮等を検討すること。

また、警察、消防、医療機関、施設管理者等との連携体制を事前に確認し、緊急時に迅速な対応ができるよう準備すること。

### 3 周知啓発について

指導者、保護者、参加者等に対し、熱中症の危険性や予防方法について周知を図り、一人ひとりが体調管理に留意するよう啓発すること。

特に児童生徒や高齢者を対象とする活動においては、健康状態の把握及び見守りを徹底すること。

(問合せ先)

担 当 スポーツ振興係 小林

電 話 026-235-7449 内線 4471

F A X 026-235-7476

電子メール [sports-shinko@pref.nagano.lg.jp](mailto:sports-shinko@pref.nagano.lg.jp)